

## 可視化に関わる実務運用の経緯と現状

取調べの可視化実現大阪本部 副本部長 小坂 井 久

2015年8月現在、可視化法制の制度化について、国会審議がなされている。法案成立如何、成立するとして、その時期は何時か、本稿執筆段階では不明といわねばならないが、今、何よりも実務運用の在り様を的確にみておく必要があるように思われる。検察と警察を分けて、みておきたい。

### 1. 検察

#### (1) 従前の経緯

検察自体は、2006年8月に①裁判員裁判対象事件につき取調べ一部録画のフォーマルな試行を始めた。かくて、しばらく一部録画の試行が続いた。

この試行は、2010年9月の村木事件判決と大阪地検特捜部の証拠改ざん事件を契機に「検察の在り方検討会議」が立ち上げられ、2011年春に、その提言がなされて以降、さらに拡大され質的に変化したといえる。②独自捜査事件、③知的障がい者の事件、さらには④精神障がい者の事件が試行対象とされるに至った。そして、身体拘束下「全過程」ケースが見られるようになった。

#### (2) 2014年依命通知

検察は、今は、2014年6月16日付依命通知にもとづいて、取調べ録画の運用をしている（2014年10月1日から施行）。従来試行されてきた上記4類型を本格実施とし、それ以外のケースについて試行対象拡大が謳われている。

この2014年6月16日付依命通知は、法制審議会「新たな刑事司法制度特別部会」の結論に大きな影響を与えた。同特別部会委員であった周防正行氏は、次のように書いている。

『依命通知』によって2014年10月から検察取調べの録音・録画の範囲が広がる。じつは検察も警察も、録音・録画が法制化されようがされまいが、いつでも取調べの録音・録画を自分たちに都合の良い形でできるのだ。法律がなくても、広い範囲で、それもかならずしも全過程ではない、一部録音・録画の『取調べ可視化』を始められるということだ。検察、警察が自分たちに都合の

良い形で録音・録画を定着させ、それを裁判所が認めてしまえば、あるべき可視化は実現しない。なんととしても、取調べの可視化とは『一部録音・録画』ではなく『全過程の録音・録画』なのだ、最低限そのレベルの法制化を実現しておく必要がある。ここにきて、席を立つという選択肢は消えたようだ。なぜなら、この会議は事務局の方針として、全員一致を旨としており、一人でも反対者がいれば『最終取りまとめ』にはいたらないとしていたからだ（下線引用者＝周防正行『それでもボクは会議で闘う』—2015年、岩波書店—153頁）。私は、この周防氏の見解に激しく同意する。

特別部会の最終回・第30回会議で、この依命通知につき、確認がなされた。これによって文言は違うけれども、法制下のもとでの例外事由と依命通知における本格実施の例外事由とは、差異がなくなったと解される。「全過程」原則運用の確認である。

#### (3) 運用の経緯

さて、検察は、だいたい半年に1回くらいのペースで実施状況を公表している。ここでは、「全過程」録画（ただし、身体拘束下—以下、「全過程」とは、この意味である）についてみておこう。

「2012年5月～同年9月」の間についての実績発表段階から「全過程」を実施した件数が事件数の5割を超えるようになっている。

以下、その後の経緯をトレースしておきたい（実施期間に正確な連続性としての統一性がないのは、現にそのように公表されているからである。なお、知的障がいと精神障がいは、いわゆる「準全過程」—身体拘束当初からではなく途中から対象事件と認識されて以降「全過程」にしたもの—を「全過程」に加えてパーセンテージを表示しているところがある）。

## ●2012年10月～2013年2月(全過程)

※独自捜査	60.8% (53件のうち録画51件で、うち31件)
※裁判員	55.6% (ただし、公判697件のうち684件で録画され、うち380件) (捜査段階は1825件のうち1716件中878件-51.2%)
※知的障がい	72% (453件のうち443件中250件)
※精神障がい	60.4%

## ●2013年3月～同年10月(全過程)

※独自捜査	84.3% (90件のうち89件中75件)
※裁判員	82.1% (公判960件のうち951件中781件) (捜査は2727件のうち2673件中1971件-73.7%)
※知的障がい	77.1%(727件のうち712件中461件)
※精神障がい	64.6% (1896件のうち1846件中887件)

## ●2013年4月～2014年3月(全過程)

※独自捜査	77.2% (123件のうち123件中95件)
※裁判員	75.4% (3892件のうち3836件中2893件)
※知的障がい	76.8% (1097件のうち1082件中685件)
※精神障がい	66.2% (2812件のうち2759件中1349件)

## (4) 現状

現段階で一番新しい公表分は「2014年4月～同年12月」の間のものである。その「全過程」比率をみておこう。

※独自捜査	88.7% (53件のうち53件中47件)
※裁判員	83.5% (2892件のうち2859件中2386件)
※知的障がい	63.4%(全過程)+15.2%(準全過程) (=78.6%) (932件のうち925件中586件)
※精神障がい	52.7%(全過程)+17.3%(準全過程) (=70.0%) (2272件のうち2254件中1188件)

そして、この最新公表分で見られるのは、**試行拡大の対象件数である。**

## 被疑者について

- 平成26年10月-1187件
- 平成26年11月-1901件
- 平成26年12月-3158件

以上のとおり、録画が実施された。

録画された6246件中2743件が「全過程」で、**43.9%となる。**ちなみに、6246件という実施数自体は、本格実施の録画実施数計6091件より多い。「全過程」2743

件も、本格実施全過程計4207件の6割強に達しているということになる。

なお、参考人については、2014年10月以降、

- 平成26年10月-19件
- 平成26年11月-102件
- 平成26年12月-114件

計235件で録画が実施された。

## (5) 2015年依命通知

検察の動向を確認する場合、2015年2月12日付依命通知には触れておかないわけにはいかない。いわゆる実質証拠問題である。検察としては、今までは実質証拠にしようというときは事前に最高検にお伺いを立てていたようであるが、事後報告で足るとし、これを広範化させようとしているわけである。

取調べ中心主義の発想を変えないままやろうとしていることに違和感があるというべきであろう。

もっとも、これについては、様々な議論がなされている。そもそも信用性の判断は補助証拠だというけれども、実質証拠とすることとどこがどう違うのかという根本問題もあるようにも思われる。それは、さらに任意性判断の資料とする場合にも循環する問題のようにも考えうる。各々の要証事項と関連性・必要性をどう考え定めていくのか、これは現在の課題であり、深く検討する必要があるだろう。

## 2. 警察

## (1) 経緯

警察は、検察と違って、2類型だけで取調べの録画をやっている。裁判員裁判対象事件と知的障がい者の事件である(ただし、今般の衆議院法務委員会では、個別の拡大試行はありうるとの答弁がなされている)。

警察は全国的には2009年4月から取調べの録音・録画試行を始めたわけであるが、現在、これは、2012年3月29日に警察庁が発表した「捜査手法、取調べの高度化プログラム」(国家公安委員会委員長研究会の最終報告書を受けて発せられた)にもとづいてなされている。2012年4月から裁判員の試行を拡大し、同年5月から知的障がいの試行を開始したのである。

警察にあっては取調べ録音・録画のフォーマルな試行を裁判員制度施行を控えて、ようやく始めたわけであったが、しかし、これは、長らく極一部の録画であった。これが拡大されたのは、2012年春からということになる。

## (2) 現状

警察庁のホームページをみると、さしあたり、2014年7月公表分と2015年5月公表分とがアップされている。

裁判員裁判対象事件で言うと、2012年2月の前記研究会最終報告まで（あるいは、同年3月の高度化プログラム発表まで）、1事件あたりの録画時間は、

「2009年4月から2010年3月」の間が「14分」、  
「2010年4月から2011年3月」の間が「15分」、  
「2011年4月から2012年7月まで」の間が「16分～17分」

という時間で推移している。

「2012年4月から2013年3月まで」においては、それが「44分」になって、ここから拡大してきたことがわかる。

そして、「2013年4月から2014年3月まで」は、「3時間7分」になって、「2014年4月から2015年3月まで」においては（これが現段階の最新情報であるが）、**「14時間2分」**になっているのである。特別部会の結論を踏まえて対応している段階において、一挙に録画時間を増加させていることが判る。

知的障がいも「2012年5月から2012年3月まで」の間で「56分」であり、それが「2013年4月から2014年3月」で「131分」となり、そして、最新（2014年4月から2015年3月の間）は「390分」になっている。

## (3) 分析など

エポックが2つあることがわかる。1つは研究会最終

報告と高度化プログラムである。もう1つは、特別部会での議論経過と取りまとめである。この2段階を経て、警察も上記2類型については運用を急速に拡大させているわけである。

ところで、警察庁ホームページは、新聞報道レベルの情報量までを含んでいない。

2015年公表について、新聞報道では次のようなことが言われている。すなわち、**裁判員裁判対象事件(3339件)のうち575件は全過程で、当該事件に占める割合は17.2%になった（2014年発表は、0.9%にすぎなかった）。**

また、知的障がいの「全過程」事件は134件で、割合は1117件のうち11.9%だと報道されている。

**裁判員事件1件の平均取調時間は約26時間で可視化時間は全体の54%に達したということも、正式公表はされていないが、報道されている。**

2014年の平均取調時間は30数時間だったと報道されていた。もともと裁判員対象のような事件類型はもっとも時間をかけていたというのが我々の認識であるから、**警察での取調時間は総体的に確実に短くなってきていると思われる。**これは可視化の効果だと判断されるが、今の取調べのやり方のままであれば、何処まで短くなるかは限界があるだろう。

**弁護実践でさらに短縮化させねばならない。そのための実践論を構築すべきときである。**



取調べの可視化実現大阪本部  
事務局次長 水谷恭史

**Q** 被疑者国選弁護で担当している被疑者から「勤務先から解雇通知が届いた。未払いの給料があるはずなので会社に連絡して請求してほしい」と相談されました。被疑者の求めに応じてよいのかどうか迷っています。

**A** 弁護士職務基本規程49条1項は「弁護士は、国選弁護人に選任された事件について、

名目のいかに問わず、被告人その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。」と定めます。刑事事件そのものだけではなく、被害者との示談交渉、保釈請求などの手続や物品の差入れといった弁護活動全般に適用されるとの解釈が一般的です（解説弁護士職務基本規程・第2版）。未払給与の支払請求は、刑事事件とは全く別の案件なので、受任して報酬を受け取っても職務基本規程には反しないでしょう。雇用主に連絡し、未払給与の支払義務があることを告げて、被疑者への送金を要請する程度なら、弁護活動の一環として無償で引き受けるのもひとつの考えです。雇用主が支払を拒絶したとか、未払額に争いがあるなど、対応に相当の労力と時間が必要なら、民事事件として受任しても構いません。ただし、実質的に刑事弁護活動の報酬を得る目的と誤解されないよう、民事法律扶助制度を利用して適切な額の報酬にとどめるなどの配慮が必要です。